

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

事業者は、**「高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善」「作業の管理その他の必要な措置」**を講ずる必要があります。
【労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第62条の2第2項】

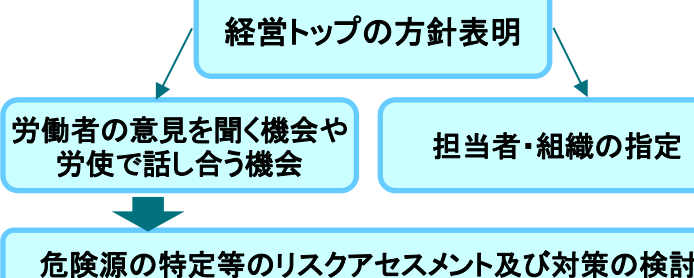
高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

1 安全衛生管理体制の確立等

経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



2 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入(最優先)と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

※サービス業等で、リスクアセスメントが定着していない場合には、**同一業種の他の事業場の好事例等を参考に、職場環境改善に関する労働者の意見を聴く仕組みを作り**、負担の大きい作業、危険な場所、作業フローの不備等の職場の課題を洗い出し、改善につなげる方法もあります。

導入事例は
裏面を
ご覧ください。



3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。

体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。

※これらの情報については、適正な取扱いが必要です。

転倒等リスク評価
チェックリスト表



厚生労働省

全身持久力の
評価方法



労働安全衛生総合研究所

新体力テスト



スポーツ庁

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

集団及び個々を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

5 安全衛生教育

高年齢者に対し法令に基づく教育等を確実に行いましょう。経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

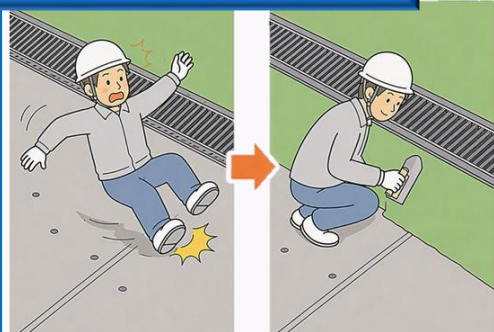
管理監督者等に対し高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。



厚生労働省山口労働局・労働基準監督署

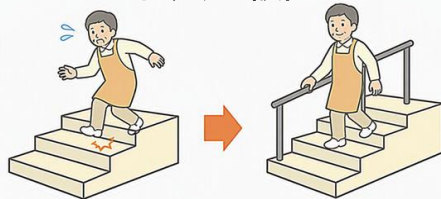
職場環境の改善（取組の例）

転倒災害の防止

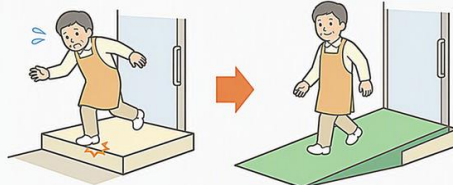


防滑素材（床材、階段用シート）
防滑靴の採用、こまめな清掃

手すりの設置

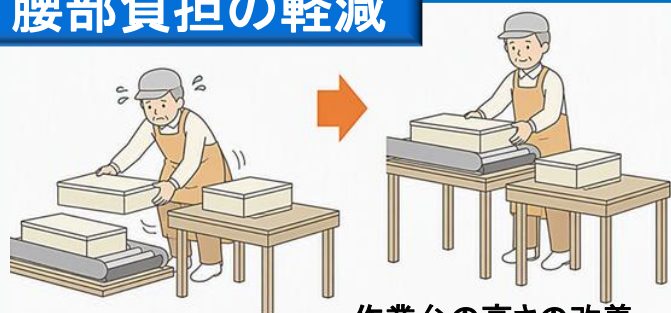


スロープの設置



安全標識
危険箇所の掲示

腰部負担の軽減



作業台の高さの改善

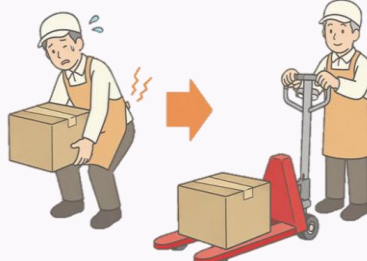
移乗支援機器・リフト・ スライディングシート等の導入



アシストスーツの導入



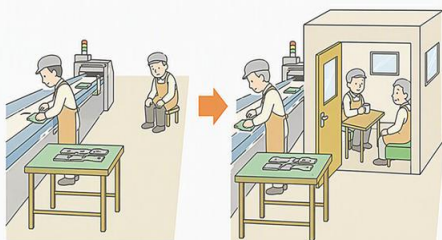
ハンドリフト等の補助機器の導入



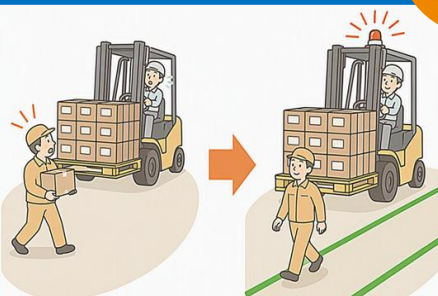
その他の
事例は
こちらから

エイジ

高齢者の特性の考慮

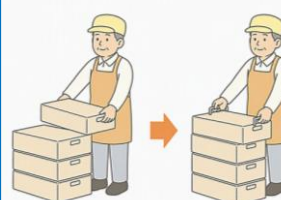


定期的な休憩・作業休止時間の運用



注意機器（パトライト）の採用

取手の設置



エイジフレンドリー補助金

令和8年度の補助金申請期限

令和8年10月31日

（次年度以降については現在のところ未定となっております。）

申請はこちら

